

意見募集案件	保健福祉諸計画の策定について
担当課	保健福祉部福祉課 電話 011-372-3311 内 800

意見募集期間	平成 23 年 12 月 15 日(木)から平成 24 年 1 月 16 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	<p>◇市役所(保健福祉部福祉課)及び各出張所</p> <p>◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク</p> <p>◇中央公民館、図書館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ)</p> <p>◇市ホームページ、広報きたひろしま 12 月 15 日号(概要のみ)</p>
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか</p> <p>・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>保健福祉部福祉課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-6805 電子メールアドレス: fukushi@city.kitahiroshima.hokkaido.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	平成 24 年 3 月頃 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>保健福祉施策の指針となる各計画(平成 24~26 年度)について、関係団体や学識経験者からなる保健福祉計画検討委員会で審議し、素案を作成しました。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別添ファイルの各計画素案のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令の規定</p> <p>第 3 期地域福祉計画は社会福祉法第 107 条。健康づくり計画(第 3 次)は健康増進法第 8 条第 2 項。高齢者保健福祉計画は老人福祉法第 20 条の 8。第 5 期介護保険事業計画は介護保険法第 117 条。障がい者福祉計画は障害者基本法第 11 条第 3 項。第 3 期障がい福祉計画は障害者自立支援法第 88 条第 1 項。</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等)</p> <p>平成 24 年度から各計画に基づき施策等を推進していきます。</p>
対象となる政策等 の原案	<p>「第 3 期地域福祉計画」素案</p> <p>「健康づくり計画(第 3 次)」素案</p> <p>「高齢者保健福祉計画・第 5 期介護保険事業計画」素案</p> <p>「障がい者福祉計画・第 3 期障がい福祉計画」素案</p>
その他	<p>・パブリックコメント後のスケジュール</p> <p>寄せられた意見を参考に、保健福祉計画検討委員会で審議し、平成 24 年 3 月策定を予定しています。</p>